

【機密性2】

発出元 → 発出先

作成日\_作成担当課\_用途\_保存期間

# 盛土規制法について

国土交通省 大臣官房参事官  
吉田信博  
令和4年7月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 静岡県熱海市における土石流被害の状況

資料2-2

- 梅雨前線による大雨に伴い、令和3年7月3日10時30分頃に静岡県熱海市伊豆山の逢初川で土石流が発生。
- 死者・行方不明者28名、家屋被害98棟などの甚大な被害。
- このほか、国道135号の通行止めや東海道新幹線・JR東海道線の一時運休等、大きな社会的影響が生じた。

【位置図】

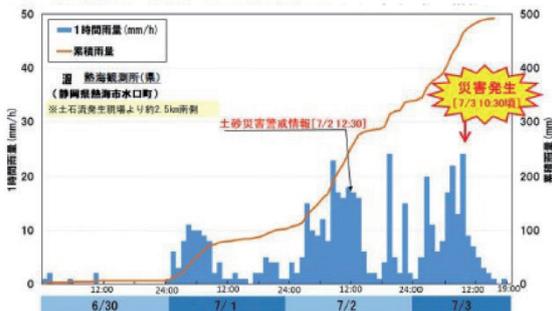


【土石流による被害状況等】



被害状況(7/5撮影)  
(写真は国土地理院)

【土石流発生前後の降雨量】



家屋被災状況



国道被災状況

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料から一部修正)

熱海市土石流発生箇所付近における法令等に基づく指導等の経緯

資料2-4

時期	森林法	廃棄物処理法	県条例
2007年5月	県がA社(行為者)に対し土地改変行為の中止・森林復旧を文書指導		
2009年7月			届出書と現場の面積が異なるため、市がA社・B社(施工業者)に対し変更届の提出を指導
2009年11月			市がA社に対し災害防止措置等を指導
2010年8月		盛土の中に産業廃棄物が混じっていたため、市と県が撤去を指導	
2010年9月			市がA社に対し工事中止と完了届の提出を指導
2010年10月			市がA社に対し土砂搬入の中止を要請



※静岡県ホームページの情報を元に作成

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料)

3



2006年9月20日撮影 土地改変行為前の状況

(出典:逢初川土石流災害に係る行政対応検討委員会報告書)

4



2009(平成21)年11月4日 県及び市が今後の対策を協議

(出典:逢初川土石流災害に係る行政対応検討委員会報告書)

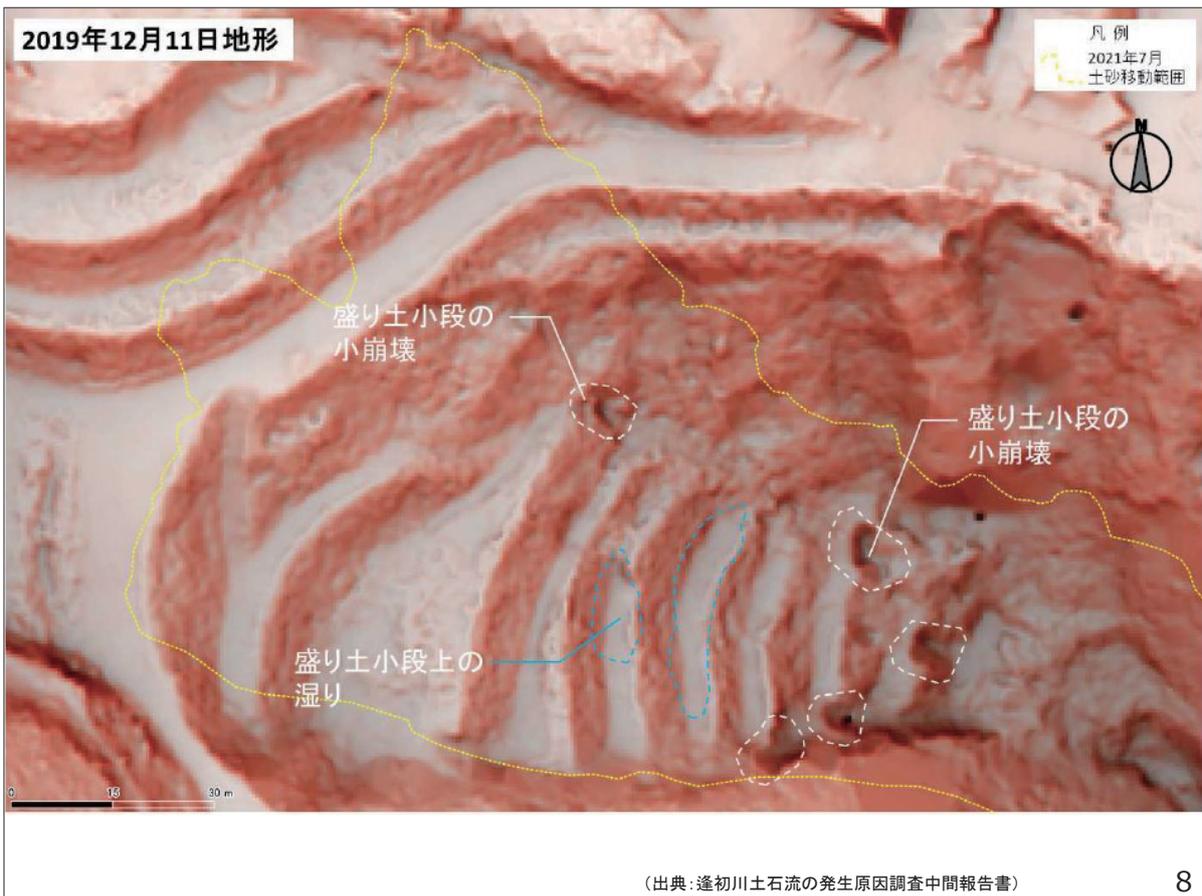
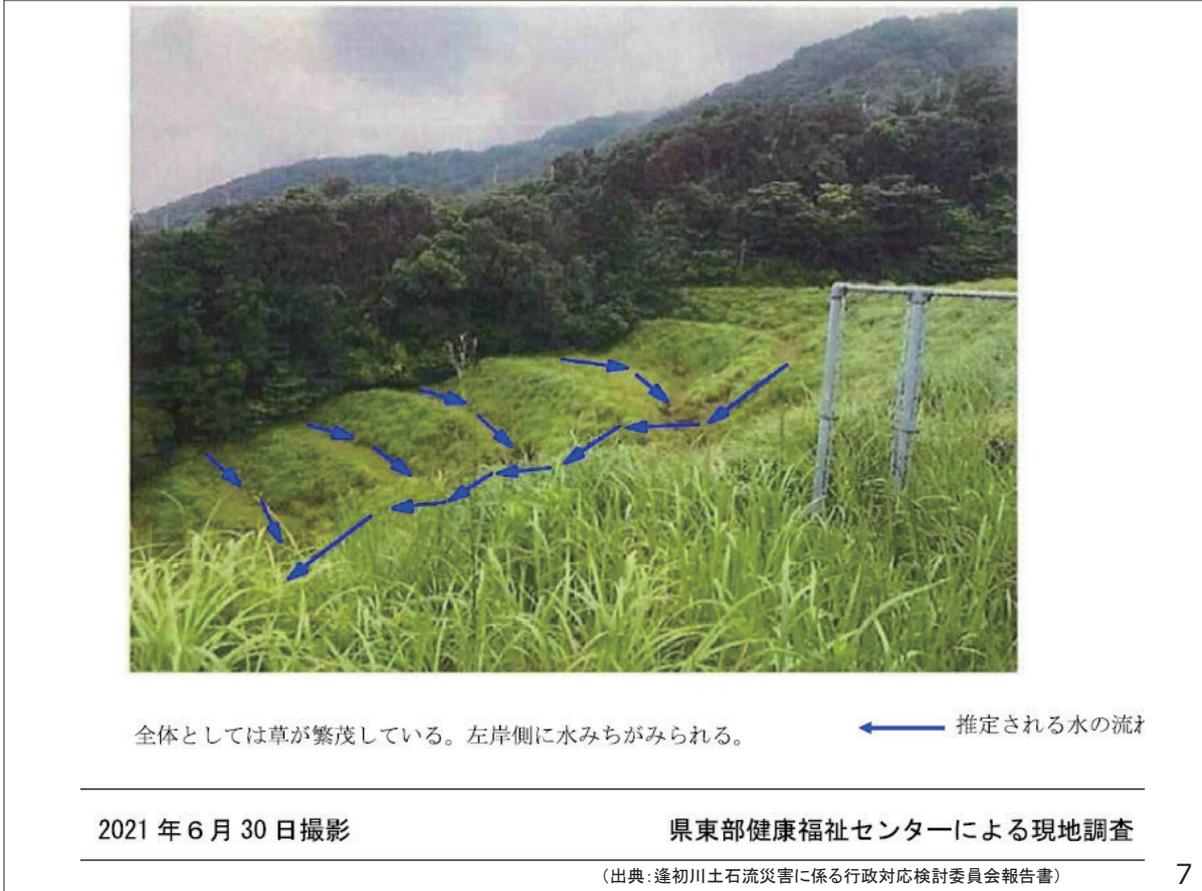
5

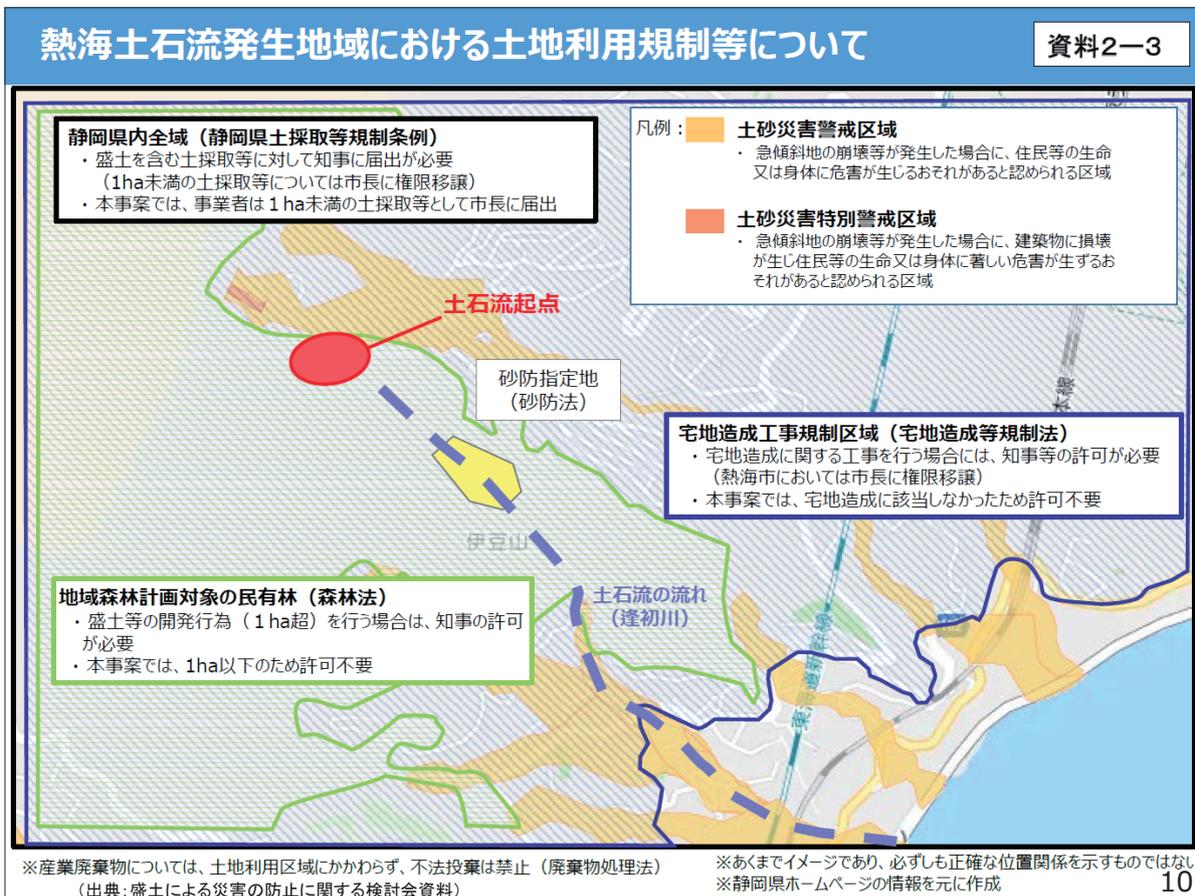
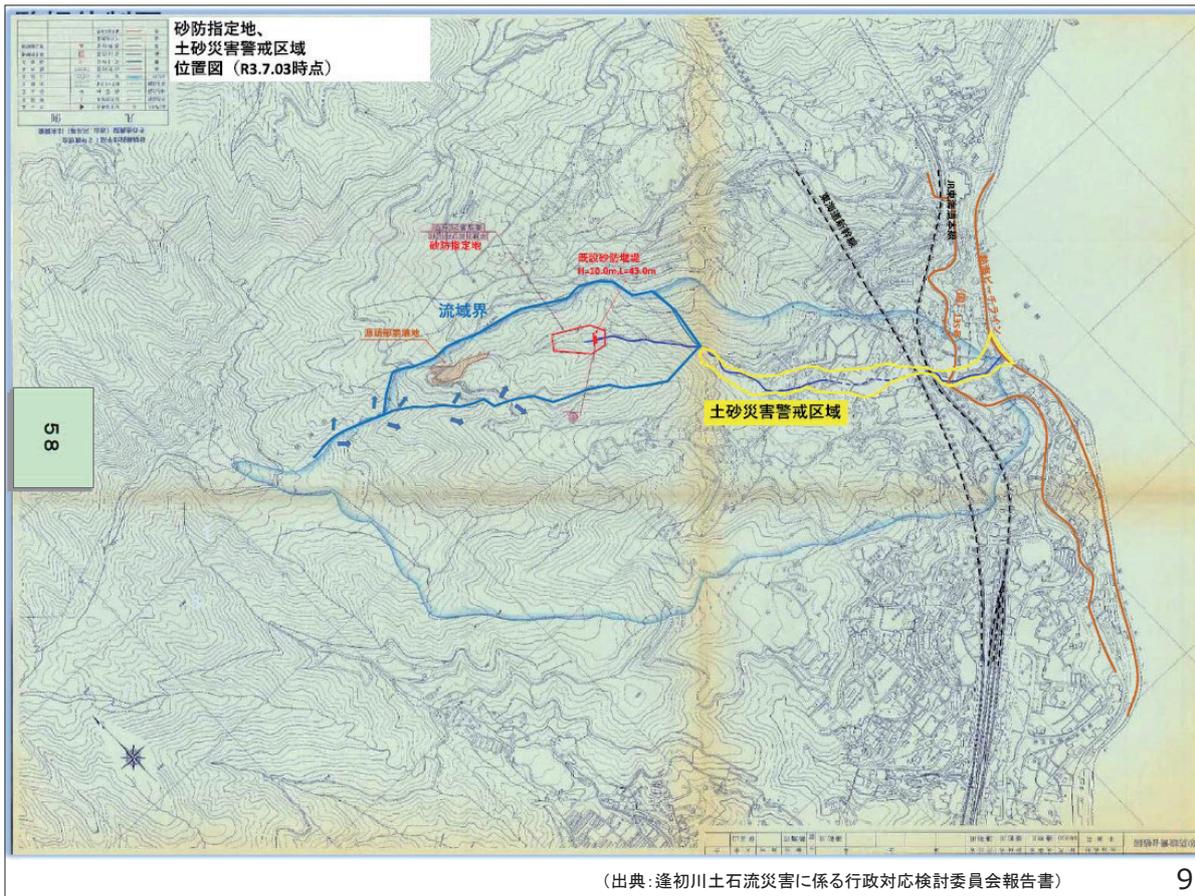


2011(平成23)年3月4日 県及び市で合同調査

(出典:逢初川土石流災害に係る行政対応検討委員会報告書)

6





### 盛土等に関する規制について

資料5-1

地域名 ※1	土地利用区域の名称 ※2	土地利用規制	産業廃棄物
都市地域 (約30%)	宅地造成工事規制区域・都市計画区域	宅地造成等規制法・都市計画法	土地利用区域にかかわらず、不法投棄は禁止。
森林地域 (約70%)	地域森林計画対象の民有林 (約70%)	森林法	
	国有林 (約30%)	国有林野管理経営法・森林法	
農業地域 (約50%)	農用地区域 (約30%)	農地法・農業振興地域の整備に関する法律	
	農振白地地域 (約70%)	農地法	
自然公園地域 (約15%)	特別地域 (約80%)	自然公園法	
	普通地域 (約20%)	自然公園法	
自然保全地域 (約0.3%)	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域（特別地区） (約80%)	自然環境保全法	
	自然環境保全地域（普通地区） (約20%)	自然環境保全法	
上記以外 (約1%)	ダム湛水地、無人島等		

※1：パーセントは、国土面積に占める各地域の面積の割合。重複しているものを含まため、合計は100%にならない。  
 ※2：パーセントは、各地域内における各土地利用区域の面積の割合。  
 ただし、自然公園地域、自然保全地域における各土地利用区域の面積の割合は、都道府県条例区域を含まない面積を元に算出

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料) 11

### ①規制対象について

参考1

● 各法律において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。  
 そのため、**盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。**

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
法目的	宅地造成に伴う災害の防止	森林の保続培養、森林生産力の増進	耕作者の地位の安定、国内の農業生産の増大	農業の健全な発展	優れた自然の風景地の保護、利用の増進	自然環境の適正な保全	廃棄物の適正な処理等による生活環境の保全及び公衆衛生の向上
規制対象区域	宅地造成工事規制区域	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）	(なし)	農用地区域	国立・国定公園内の特別保護地区、特別地域	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区	(なし)
規制対象行為	宅地造成（盛土等の土地の形質の変更） ※1m以上の盛土、500㎡以上の盛土等が対象	土石の採掘等の土地の形質の変更（土石の集積を含む）	農地を農地以外のものに転用	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更等	土地の開墾等の土地の形状の変更、土石の集積	土地の開墾等の土地の形質の変更等	廃棄物の処理（不法投棄の禁止）
許可権者	都道府県知事等の許可	都道府県知事の許可（※1ha超の場合、1ha以下の場合には市町村長への届出）	都道府県知事等の許可	都道府県知事等の許可	大臣、都道府県知事の許可	大臣の許可	処理業・施設設置は都道府県知事等の許可

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料) 12

### ②安全性確保のための方策について

参考2

- 各法律の目的に応じて、盛土等の安全性確保のための許可基準を設定。宅地造成等規制法等では、法令において具体的な技術基準を設定。
- 宅地造成等規制法等では、**工事完了後に完了検査を実施**し、許可基準に沿って安全対策が行われていることを確認。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域 整備法	自然公園法	自然環境保全法
安全性確保のための許可基準	宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な措置を講じていること	森林の災害防止機能維持の観点から、周辺地域において災害を発生させるおそれがないこと等	周辺の農地の営農条件に支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	周辺の農用地等の耕作・養畜業務に支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	国立公園の風致維持の観点から、土砂の流出のおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）	自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）
技術基準等	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設に関する <b>技術基準を規定</b> （政令）	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設等に関する <b>技術基準を規定</b> （通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）
施工中の安全性の確認方法	都道府県知事等による <b>報告徴収・立入検査</b> が可能	都道府県知事等による <b>報告徴収・立入調査</b> が可能	都道府県知事等による <b>立入調査</b> が可能	（なし）	大臣、都道府県知事等による <b>報告徴収・立入検査</b> が可能	大臣等による <b>報告徴収・実地検査</b> が可能
工事後の安全性の確認方法	工事完了後に 都道府県知事等による <b>完了検査</b> を実施	工事完了後に都道府県知事等による <b>完了検査</b> の実施（通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）

（出典：盛土による災害の防止に関する検討会資料）

13

### ③盛土等の安全性に関する責任の所在について

参考3

- 盛土等を行うに際して必要な許可手続や安全基準に関する違反があった場合、実施主体等に対し、**安全確保のための措置命令等**を发出。
- 宅地造成等規制法においては、造成された宅地の所有者等に対し、当該宅地を**常時安全な状態に維持する責務**を規定。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
違反行為	無許可での宅地造成、許可基準違反、完了検査未受検など	無許可での開発行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での転用行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での開発行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での開発行為、許可条件違反	無許可での開発行為、許可条件違反
命令の相手方	造成主、工事請負人、土地所有者等	開発行為を行う者	農地転用を行う者 工事請負人等	開発行為を行う者	開発行為を行う者	開発行為を行う者
命令内容	工事停止・使用禁止・災害防止措置命令	中止・復旧命令	工事停止・原状回復等の違反是正命令	中止・復旧命令	中止命令、原状回復命令 措置命令	中止命令、原状回復命令 措置命令
保全義務	土地所有者等	なし	なし	なし	なし	なし

（出典：盛土による災害の防止に関する検討会資料）

14

### ④罰則について

参考4

●無許可で盛土等を行った場合や、都道府県知事等の命令に違反した場合の罰則を措置。

		都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
		宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
無許可	対象者	無許可で宅地造成を行った造成主	無許可で開発行為を行った者	無許可で農地転用を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	不法投棄、無許可営業： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下 法人重課3億円以下
	法定刑	懲役6月以下 罰金30万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役6月以下 罰金50万円以下	【原生自然環境保全地域】 懲役1年以下 罰金100万円以下 【自然環境保全地域内の特別地区】 懲役6月以下 罰金50万円以下	
命令違反	対象者	災害防止措置命令等に違反した造成主、工事請負人、土地所有者等	中止復旧命令に違反した開発行為を行う者	違反是正命令等に違反した農地転用を行う者、工事請負人等	停止復旧命令に違反した開発行為を行う者	中止命令等の命令に違反した者	中止命令等の命令に違反した者	措置命令違反： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下
	法定刑	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	

【参考】条例による罰則の上限は、懲役は2年以下、罰金は100万円以下。

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料)

### 盛土等に関する条例の状況について

資料5-2

### 都道府県条例の概要

- 盛土等の開発行為の規制に関する条例を定めている都道府県数は26。
- 規制内容として、盛土造成等の行為に対する許可、土地所有者の同意、完了時の届出、罰則等について定めている自治体が多いが、その内容は自治体ごとに異なる。

### 主な規制内容

規制内容	都道府県数(全26自治体中)
盛土造成等の行為に対する許可・届出 <sup>(※1)</sup>	25(知事許可等) 1(届出)
土地所有者の同意	26
地元説明会の開催等	12
工事着手時等の届出	23
定期的な施工状況の報告	18
完了時の届出	26
罰則 <sup>(※2)</sup>	26

※1:(一財)地方自治研究機構資料「土砂埋立て等の規制に関する条例(令和3年7月29日更新)」及び各都道府県HP等を元に、盛土等を規制する条例を制定している都道府県を計上。  
 ※2:違反行為により罰則は異なるが、条例中、最も重い罰則を1~2年以下の懲役、100万円以下の罰金と定めている条例が多い。  
 注)各都道府県HPの情報(条例及び条例施行規則)等に基づき整理しており、必ずしも網羅的でないことに留意。

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料)



## 廃棄物処理法に基づく不法投棄事案への対応

排出事業者に適正処理責任

都道府県・政令市が監視等

### 未然防止

#### ① マニフェスト制度の徹底

産業廃棄物管理票制度(特に電子マニフェストの活用)  
最終処分が適切に終了するまでの措置

#### ② 適正な処理を確保するための対策

業許可制度、委託契約書の締結義務  
優良産廃処理業者認定制度の運用  
(環境配慮契約における優良認定事業者の優遇措置等)

#### ③ 不法投棄等の罰則

不法投棄: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人3億円)、  
未遂罪の創設  
無確認輸出: 5年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人1億  
円)、未遂罪、予備罪

#### ④ 適正な施設の確保

施設許可制度、廃棄物処理センター制度、維持管理積立金制度

#### ⑤ 監視の強化

報告徴収(法第18条)・立入検査(法第19条)等、  
パトロール事業、不法投棄ホットライン、  
地方環境事務所と都道府県等の連携、現場対応マニュアルの作成

### 支障の除去

#### ⑥ 改善命令(法第19条の3)

処理基準・保管基準に違反した事業者、産業廃棄物  
処理業者、国外廃棄物を輸入した者等に対す  
る改善命令

#### ⑦ 措置命令(法第19条の5、第19条の6)

処理基準・保管基準に違反した保管、収集、運搬  
又は処分を行った者、委託をした者、排出事業者  
等に対する支障の除去等の措置

#### ⑧ 代執行・費用請求(法第19条の8)

措置命令に従わない場合、原因者等不明の場合、  
緊急時で措置命令を行ういとまがない場合に、都  
道府県等が代執行(行政代執行法の特例)

#### ⑨ 適正処理推進センターの支援

代執行を行った都道府県等に対して7/10補助  
※残分3/10のうち80%を特別交付税措置

(出典: 盛土による災害の防止に関する検討会資料)

## 産業廃棄物不法投棄等の原状回復措置に対する支援



### 目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

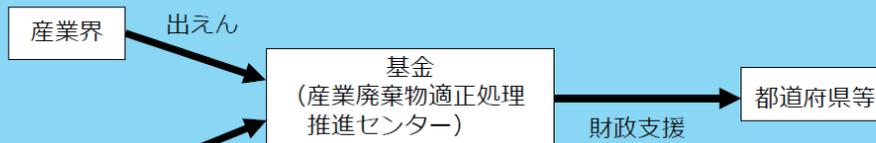
### 事業概要

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助金等により支援するものである。

### 事業スキーム

#### ● 廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

・平成9年改正廃棄物処理法(平成10年6月17日施行)により、行政代執行規定及び基金制度が創設



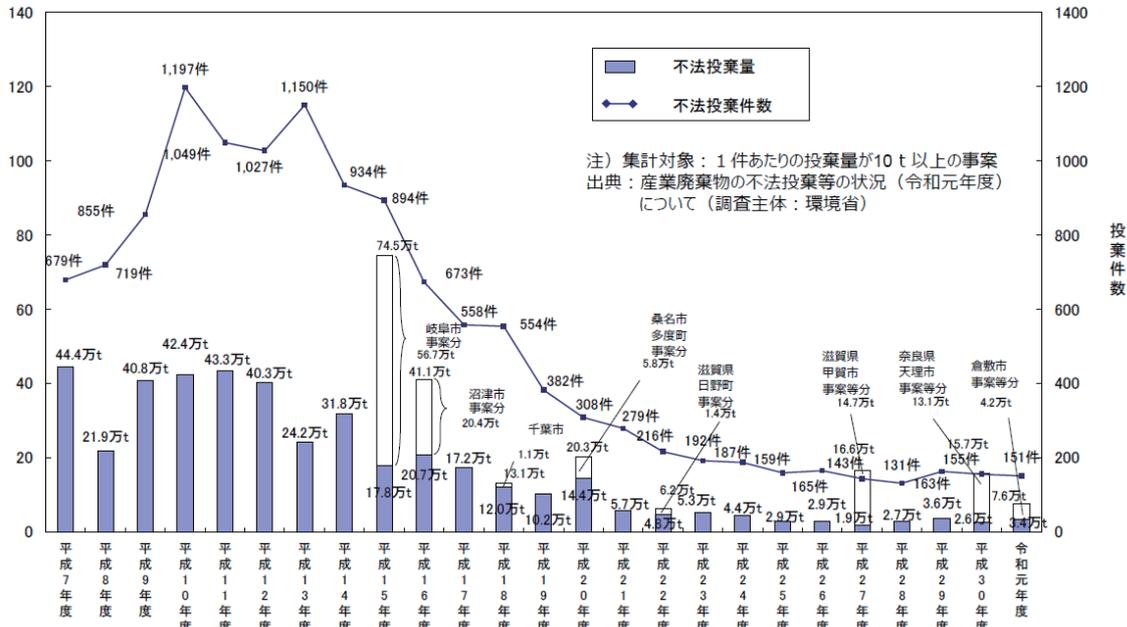
○負担割合 産業界: 国: 都道府県等 = 4 : 3 : 3

(出典: 盛土による災害の防止に関する検討会資料)



## 不法投案件数及び投棄量の推移

・不法投棄の件数・規模は、2000年頃に比べて大きく減少している。  
 ・しかし、依然として大規模不法投棄事案も発生している。



(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料)

## (参考)関係府省連絡会議・有識者会議

盛土による災害防止に向け、盛土の総点検と対応方策について政府として統一的に取組を進めていくため、関係府省連絡会議及び有識者会議を設置。

### 関係府省連絡会議

- 議長 内閣官房副長官補(内政)  
 構成員 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)  
 内閣府政策統括官(防災担当)  
 警察庁生活安全局長  
 総務省自治財政局長  
 農林水産省農村振興局長  
 林野庁長官  
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官  
 資源エネルギー庁長官  
 国土交通省総合政策局長  
 国土政策局長  
 不動産・建設経済局長  
 都市局長  
 水管理・国土保全局長  
 国土地理院長  
 環境省総合環境政策統括官  
 水・大気環境局長  
 自然環境局長  
 環境再生・資源循環局長

※連絡会議の下に課長級の幹事会(議長:内閣官房内閣審議官)を併せて設置

### 有識者会議

各分野から、民間の有識者(大学教授、研究者、自治体首長等)を選定

- ・中井 検裕 (東京工業大学環境・社会理工学院教授)
- ・池邊 のみ (千葉大学大学院園芸学研究院教授)
- ・内田 太郎 (筑波大学生命環境系准教授)
- ・大関 崇 (国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター太陽光システムチーム研究チーム長)
- ・大原 美保 (国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター主任研究員/政策研究大学院大学連携教授)
- ・勝見 武 (京都大学大学院地球環境学堂教授)
- ・河野 俊嗣 (宮崎県知事)
- ・阪本 真由美 (兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授)
- ・櫻井 敬子 (学習院大学法学部法学科教授)
- ・執印 康裕 (九州大学農学研究院教授)
- ・末松 則子 (三重県鈴鹿市長)
- ・袖野 玲子 (芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科教授)
- ・武山 絵美 (愛媛大学大学院農学研究科教授)
- ・中島 慶二 (江戸川大学社会学部現代社会学科教授)
- ・山脇 敦 (公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団再生品認証事業推進チームリーダー)
- ・柚木 茂夫 (一般社団法人全国農業会議所専務理事)
- ・若井 明彦 (群馬大学大学院理工学府環境創生部門教授)

※このほか、関係府省連絡会議の参加省庁が参加

## 盛土の総点検について

資料 1

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地 ※）各地方公共団体等において点検が必要と考える箇所も対象

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害防止の必要な措置がとられているか（水抜きの有無等）</li> <li>② 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 許可・届出等の必要な手続きが行われているか</li> <li>④ 手続き内容と現地の状況が一致しているか（面積、土量等）</li> </ul>
--	--

1

（出典：盛土による災害の防止のための関係府省連絡会議幹事会資料）

## 盛土の総点検のとりまとめについて（1）

- 令和4年3月末時点において、全国の総点検対象となる約 3.6万箇所のうち、ほぼ全ての盛土について目視等による点検完了の報告あり。
- 点検 4 項目のうち、いずれかの点検項目に該当する盛土は約 1,100箇所あった。

【盛土の総点検のとりまとめ結果（令和4年3月16日時点）】

- 総点検の対象箇所数 : 36,354 箇所
- 上記のうち、点検完了箇所数 : 36,310 箇所（99.9%）
- 現場における状況について
 

① 必要な災害防止措置が確認できなかった盛土 … 516 箇所	}	必要に応じ、詳細調査等を実施
② 廃棄物の投棄等が確認された盛土 … 142 箇所	}	各法令に基づく行政上の措置が必要
- 法令手続きとの関係について
 

③ 許可・届出等の手続きがとられていなかった盛土 … 728 箇所	}	各法令に基づく行政上の措置が必要
④ 手続き内容と現地の状況に相違があった盛土 … 515 箇所	}	
- ※ ①～④ は重複有り（重複を除くと、1,089箇所）

※上記箇所は令和3年8月から順次点検した時点の結果を集計したものであり、各々の点検実施後の状況の変化（是正措置の実施済のものが含まれることなど）については考慮していない。 2

（出典：盛土による災害の防止のための関係府省連絡会議幹事会資料）

## 盛土の総点検のとりまとめについて（2）

総点検の対象箇所数（土地利用規制等別の整理）

	土砂災害警戒区域			山地災害危険地区			大規模盛土造成地	左記以外の箇所	合計
	土石流上流部	地すべり	急傾斜	崩落土砂流出	地すべり	山腹崩落			
宅地造成等規制法	605	305	5,598	406	12	850	3,663	1,549	12,988
都市計画法	1,305	703	7,376	716	45	1,061	5,488	3,897	20,591
農地法、農振法	282	203	312	192	68	63	38	754	1,912
森林法	1,285	202	1,009	1,605	119	513	376	1,695	6,804
その他の法令等	1,957	292	1,853	1,162	85	377	1,032	3,909	10,667
合計	5,434	1,705	16,148	4,081	329	2,864	10,597	11,804	52,962 (重複除き36,354)

(出典:盛土による災害の防止のための関係府省連絡会議幹事会資料)

## 盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

### 1. 危険な盛土箇所に関する対策

#### 【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「**災害危険性の高い盛土**」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

#### 【具体的な対応策】

##### (1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

##### (2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

##### (3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

(出典:盛土による災害の防止に関する検討会資料)

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土**は、自然由来のものであり、**適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
  - ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
  - ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
  - ④ 関連事業者<sup>(※)</sup>の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施
- ※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画<sup>(※1)</sup>の徹底等）
  - ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等<sup>(※2)</sup>の徹底）
  - ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）
- ※1：元請業者が土砂等の搬出先(他の工事現場、残土処理場等)等を記載した計画  
※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）

(出典：盛土による災害の防止に関する検討会資料)

## 盛土規制法に関する説明会

国土交通省 都市局  
都市安全課  
令和4年○月○日

## 目次

1. 盛土規制法について
2. 盛土等防災対策検討会について
3. 盛土規制法の施行に向けた動きについて

27

## 1. 盛土規制法について

---

28

## 背景・必要性

### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



### 制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所  
→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

### 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**  
※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**” 【公布：R4.5.27 / 施行：公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日】  
※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆**国土交通大臣及び農林水産大臣**が盛土等に伴う災害の防止に関する**基本方針を策定**し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施

## 盛土等の災害防止に関する自治体からの主な要望

### 全国町村会（令和3年7月27日）

#### 土石流災害に関する緊急要望（抜粋）

1. このたびの災害における盛土と土石流災害との因果関係の解明を早急に進めること。
2. 全国の盛土の安全点検結果を踏まえ、関係府省が連携・情報共有する仕組みを早急に構築し、盛土に係る土石流災害について、総合的な発生防止対策を講じること。
3. **盛土や土砂類の搬入について、災害防止の観点から、全国統一的な基準を含め法制度の整備など、規制の拡大・強化等の抜本的な対策を講じること。**
4. 町村をはじめ自治体の土石流対策に係る技術的、人的及び財政的支援を強化すること。

### 全国知事会（令和3年8月30日）

#### 令和3年8月の大雨等により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望（抜粋）

##### 7 風水害対策の強化

- ア 今回の災害で甚大な被害をもたらした大規模な土砂災害の発生について、上流域における残土の処分行為等との関連も含め、地元自治体と連携して調査を行い、原因の究明に努めるとともに、残土の処分や大規模な地形の改変に対する規制の在り方を検証した上で対応方針を示し、再発防止策の徹底に早急に取り組むこと。加えて、**建設残土については、一部自治体では条例等により規制しているが、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。**

### 全国市長会（令和3年8月30日）

#### 令和3年7月1日からの大雨及び8月11日からの大雨に関する緊急要請（抜粋）

- 4 熱海市における大規模な土砂災害の原因の究明に努めるとともに、今後の再発防止策等に早期に取り組むこと。
- 5 熱海市における大規模な土砂災害の発生について、上流部における残土の処分行為との関連が指摘されているところであり、全国でも建設工事等により発生する残土の不適切な処分行為により、崩落等の事故が懸念されることから、**不適切な残土処分行為等を規制するため、国が主体となって実効性のある法整備を図ること。**

# 1. スキマのない規制

**規制区域**

- 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
  - **宅地造成等工事規制区域**:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
  - **特定盛土等規制区域**:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- ※「都道府県知事等」は、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- 区域指定に**市町村が関与**できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出）
- 都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

**規制対象**

- 規制区域内で行われる盛土等を**都道府県知事等の許可**の対象とする
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積**についても規制
- ※ 許可された盛土等については、①所在地等の一覧を公表するとともに、②現場での標識掲出を義務化し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

(参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

**【規制対象】**

- 宅地を造成するための盛土・切土

➡ **【区域指定のイメージ】**

主に、丘陵地にある市街地（又は今後市街地になりうる土地）の区域を指定



新制度による規制区域

**【規制対象】**

- 土地（森林・農地を含む）**を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積**

➡ **【区域指定のイメージ】**

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、**土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、森林、農地、平地部の土地を広く指定**

※（下線部）：規制を強化する部分



# 2. 盛土等の安全性の確保

**許可基準・手続**

- 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- 許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知（説明会の開催等）**を要件化

**中間検査完了検査**

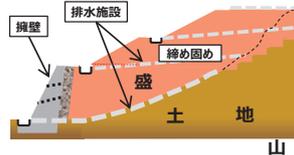
- 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査**及び**③工事完了時の完了検査**を実施
- ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

## ■ 災害防止のための安全基準の設定

### <盛土・切土>

(主な安全基準)

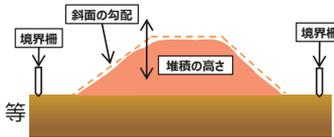
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



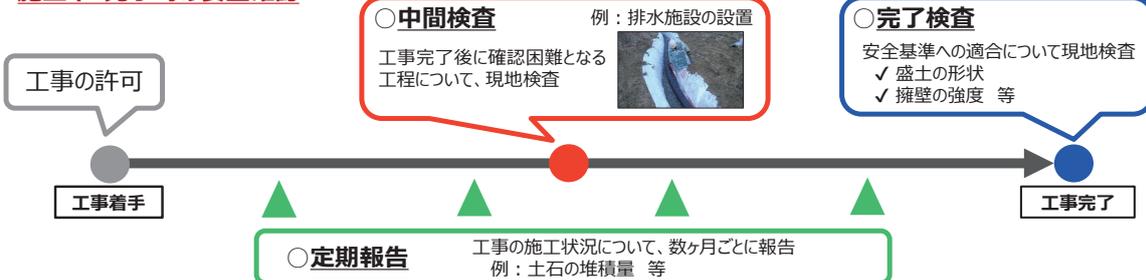
### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等

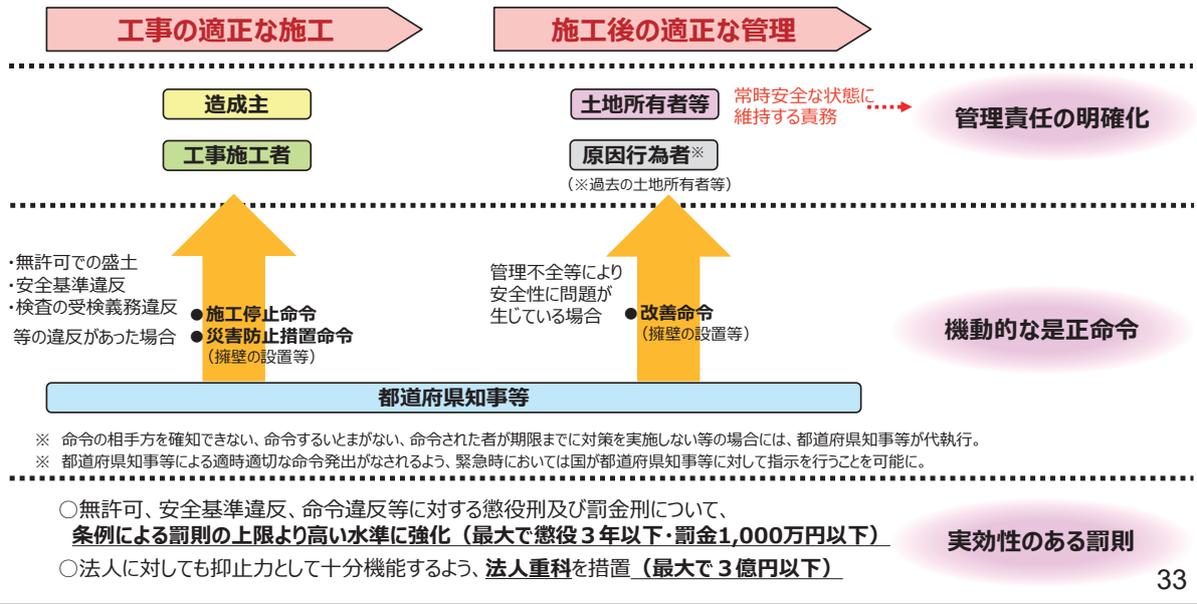


## ■ 施工中・完了時の安全確認

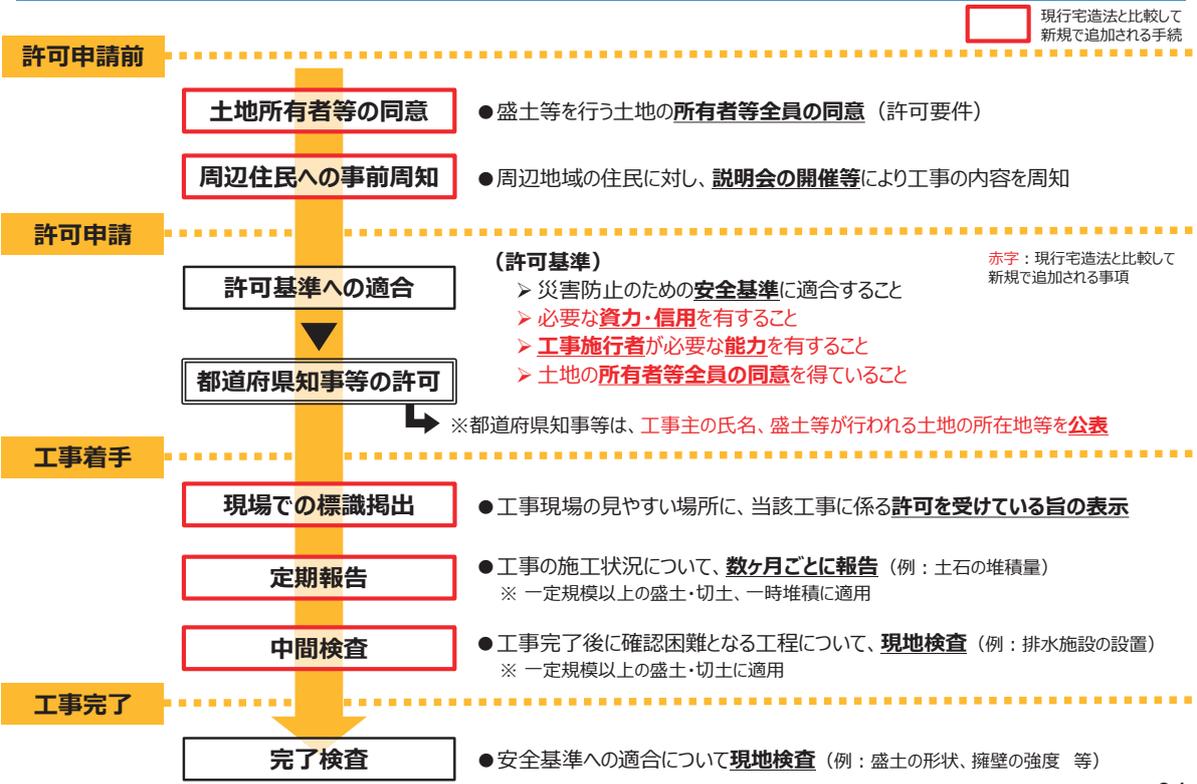


### 3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

- 管理責任** ○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化  
※ 「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に責務が発生。
- 監督処分** ○災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**  
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。
- 罰則** ○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**



### <盛土規制法> 許可申請から工事完了までの流れ



## 盛土規制法 衆議院における附帯決議（1/3）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定を円滑に進められるよう、基本方針、政省令等の案をできるだけ早く都道府県等に示すとともに、具体的な盛土計画がある地域を含め基礎調査の予備的な調査を施行日前に実施するよう促し、また、土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の結果の活用を検討し、基礎調査の早期完了を目指すこと。さらに、これらに必要な財政的支援を検討するとともに、専門的知識を有する職員が不足する地方公共団体への技術的支援のため、地方整備局等に配置する担当職員の増員等、支援に係る体制の整備に努めること。

二 盛土等に伴う災害から生命及び財産を守るという目的の重要性に鑑み、想定外の災害が発生しないよう、盛土等に伴う災害のリスクがある区域については、関係行政機関の適切な連携により、的確に規制区域の指定がされるようにすること。規制区域の指定の際に、都道府県等が適切に業務を行うことができるよう、きめ細かなガイドラインの策定や地方公共団体に対する必要な助言等の支援に努めること。

三 本法により、地方公共団体は、規制区域の指定や行政代執行等、難しい判断が求められることから、負担の軽減を図るため、必要に応じ有識者等から意見を聴くよう促すこと。

35

## 盛土規制法 衆議院における附帯決議（2/3）

四 都道府県は、市町村が有する地形、地質、盛土等に関する情報の共有を図る等市町村との連携を図るよう促すこと。また、工事主が許可の申請を行う際に必要となる説明会等において住民等から出された要望等を踏まえ、周辺環境に十分に配慮した工事が行われるよう取り組むこと。

五 盛土等による災害防止のため、規制区域内において、都道府県知事等による勧告、改善命令及び行政代執行が適時適切に実施されるよう、既存不適格である特定盛土等を含め、いかなる基準を満たせば対象となるのかをガイドライン等で明確に示すこと。また、行政代執行に係る必要な財政的支援を検討すること。

六 工事許可の技術的基準の策定に当たっては、現行の基準にとらわれることなく、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等で起きた滑動崩落が起きないことを担保できる厳格な基準とすること。また、宅地造成のための盛土等、建設残土の一時保管のための盛土等、開発のための森林の形質の変更等多様な現場実態やリスクに見合った具体的な基準にすること。

七 都道府県知事等による不適切な盛土等の早期発見に資するため、都道府県知事等が地域住民、関係市町村長等から盛土等に関する情報の提供を得られやすい体制の整備を推進すること。また、警察による違法な盛土等の取締りの実効性を高めるため、体制の整備、関係機関との連携等を強化すること。

八 近年増加が懸念される所有者不明土地においても不適切な盛土等が発生しないよう、関係行政機関が連携し適切な措置を講じること。

36

## 盛土規制法 衆議院における附帯決議（3/3）

九 建設残土の搬入及び搬出について、定期的の実態把握を行うとともに、建設発生土の工事間利用に係るマッチングを推進すること。また、公共工事や民間工事を問わず、可能な限り指定利用等を促すこと。さらに、必要な残土処分場の確保のため、行政による施設確保を含め残土処分場の適正な確保のための方策を検討すること。

十 工事主及び工事施行者が建設工事の施工に当たり、できるだけ建設発生土の発生を抑制するよう、設計・工法の改善や場内利用の促進を図ること。

十一 本法の今後の施行状況等を踏まえ、盛土等に関する工事に携わる優良な事業者が評価される仕組みについて検討すること。

十二 本法の今後の施行状況、関連する法令の運用状況等を踏まえ、本法の規制区域外における規制の在り方並びに大規模な工事から発生した土砂等の管理を適正に行うためのトレーサビリティ制度及び自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場が確保されるための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を検討すること。

十三 不適切な盛土等による災害を防止するため、本法と砂防法、森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を所管する関係府省庁との連携や調整を密に行うこと。また、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣の権限と責任を明確にすること。

## 2. 盛土等防災対策検討会について (第1回：6月15日)

## 盛土等防災対策検討会について

○ 盛土規制法の施行に向け、有識者等により盛土等の安全基準のあり方等を検討することを目的として、「盛土等防災対策検討会」を設置。

### 盛土等防災対策検討会 委員

委員長 二木 幹夫 (一財)ベターリビング 総括役  
 委員 浅野 志穂 (国研)森林研究・整備機構森林総合研究所  
 森林防災研究領域長  
 新井 洋 (国研)建築研究所構造研究グループ  
 上席研究員  
 池邊 このみ 千葉大学大学院 教授  
 稲垣 照哉 (一社)全国農業会議所 事務局長  
 内田 太郎 筑波大学生命環境系 准教授  
 大関 崇 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
 再生可能エネルギー研究センター  
 太陽光システムチーム 研究チーム長  
 大橋 洋一 学習院大学法務研究科 教授  
 岡島 賢治 三重大学大学院生物資源学研究所 教授  
 釜井 俊孝 京都大学防災研究所 名誉教授  
 執印 康裕 九州大学農学研究院 教授  
 新見 達彦 神戸市建設局 防災担当部長  
 高野 昇 (一財)先端建設技術センター企画部 参事役  
 安田 進 東京電機大学 名誉教授  
 横土 俊之 千葉県県土整備部都市整備局都市計画 課長  
 若井 明彦 群馬大学大学院理工学府環境創生部門 教授

※事務局：国土交通省、農林水産省

### 盛土等防災対策検討会 開催予定

○第1回検討会(6月15日(水))  
 ・宅地造成及び特定盛土等規制法について  
 ・規制区域設定要領たたき台  
 ・技術的基準たたき台  
 ・既存盛土調査要領たたき台

○第2回検討会(7月下旬ごろ)  
 ・規制区域設定要領案  
 ・技術的基準案  
 ・既存盛土調査要領案  
 ・不法盛土対応ガイドラインたたき台

○第3回検討会(9月上旬ごろ)  
 ・基礎調査実施要領案(公表版)  
 (規制区域設定要領及び既存盛土調査要領を統合)  
 ・技術的基準政令案(公表版)  
 ・不法盛土対応ガイドライン骨子案

9月下旬ごろ 基礎調査実施要領案、技術的基準政令案 公表予定

○第4回検討会(12月ごろ)  
 ・不法盛土対応ガイドライン案(公表版)

R5年度  
 法律、政省令 施行予定  
 基礎調査実施要領通知予定(施行通知)  
 不法盛土対応ガイドライン公表予定

## (1)規制区域について

## 規制区域の基本的考え方について

たたき台

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 具体的には、
  - ・ 市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについては、これらに隣接・近接する区域も含めて、宅地造成等工事規制区域に指定し、
  - ・ 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアなどについては、特定盛土等規制区域に指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

### <参考：規制区域関係条文>

(宅地造成等工事規制区域)

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2～6 (略)

(特定盛土等規制区域)

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2～6 (略)

41

## 宅地造成等工事規制区域の対象区域

たたき台

- 宅地造成等工事規制区域の指定の要件は、市街地等区域であること及び盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であることとする方針。

宅地造成等工事規制区域は、次に掲げる要件を満たす区域とする。

### ①市街地等区域であること

以下のいずれかに該当する区域であること。

(イ) 都市計画区域

(ロ) 準都市計画区域

(ハ) 地域開発計画等策定区域※

(ニ) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）

(ホ) 集落の区域：人家が一定程度連たんしている土地の区域

(ヘ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域

(ト) (イ)から(ヘ)の区域に隣接し、又は近接する土地の区域：盛土等に伴う災害により、隣接・近接する市街地等に危害を及ぼすおそれのある土地の区域

### ②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること

盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性があると判断される区域であること。

※ 法令等に基づいているか否かを問わず、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域

42

## 集落の区域について

たたき台

- 市街地に該当しない区域においても、人家が連たんしている場合には、盛土等に伴う災害により居住者等に危害を及ぼすことが想定されるため、宅地造成等工事規制区域の指定対象として、「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」のほか、「集落」を追加。
- 集落の具体的な設定方法については、以下に列挙するような他法令における集落の考え方を参考とし検討中であるが、一律に人家の戸数等を限定せずに「人家が一定程度連たんしている土地の区域」と規定し、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

### 【参考】他法令における集落の考え方

- 集落地域整備法において、「集落地域」は「**集落**及びその周辺の農用地を含む一定の地域」であることを前提としており、狭義の集落（**住居が集まって生活が展開されている場所**。主として、**住居、各種建造物、道路等によって構成されている場所**）のみを対象とするのではなく、広義の集落（農用地、森林をも含んだ地域的広がりを持つ）を対象としている<sup>※1</sup>。
- 農地法において、農地転用の不許可の例外規定の「**集落**」は、「**相当数の家屋が連たんして集合している区域**」とされており<sup>※2</sup>、家屋数や連たんの程度については、自治体ごとに判断している。
 

自治体ごとの判断の例 ・「相当数」の規模については、その地域の実情によって判断 ・「相当数の家屋が連たんして集合している区域」とは、3戸以上の住宅を含む区域 ・5戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね50m以内の距離で連たん集合している区域 等
--
- 景観法において、「都市、農山漁村その他市街地又は**集落**を形成している地域」のうち「その他市街地又は集落を形成している地域」とは「**都市、農山漁村以外の、例えば、都市計画区域又は準都市計画区域外における温泉地、観光地、別荘地等の市街地又は**門前町その他の農林漁業を主な産業としない集落**を形成している地域等**」が考えられるとされている<sup>※3</sup>。

(出典)  
 ※1 概説 集落地域整備法（昭和62年8月）より作成  
 ※2 農地法の運用について（令和3年6月14日改正）  
 ※3 景観法運用指針（令和4年3月改正）

43

## 隣接・近接の考え方について

たたき台

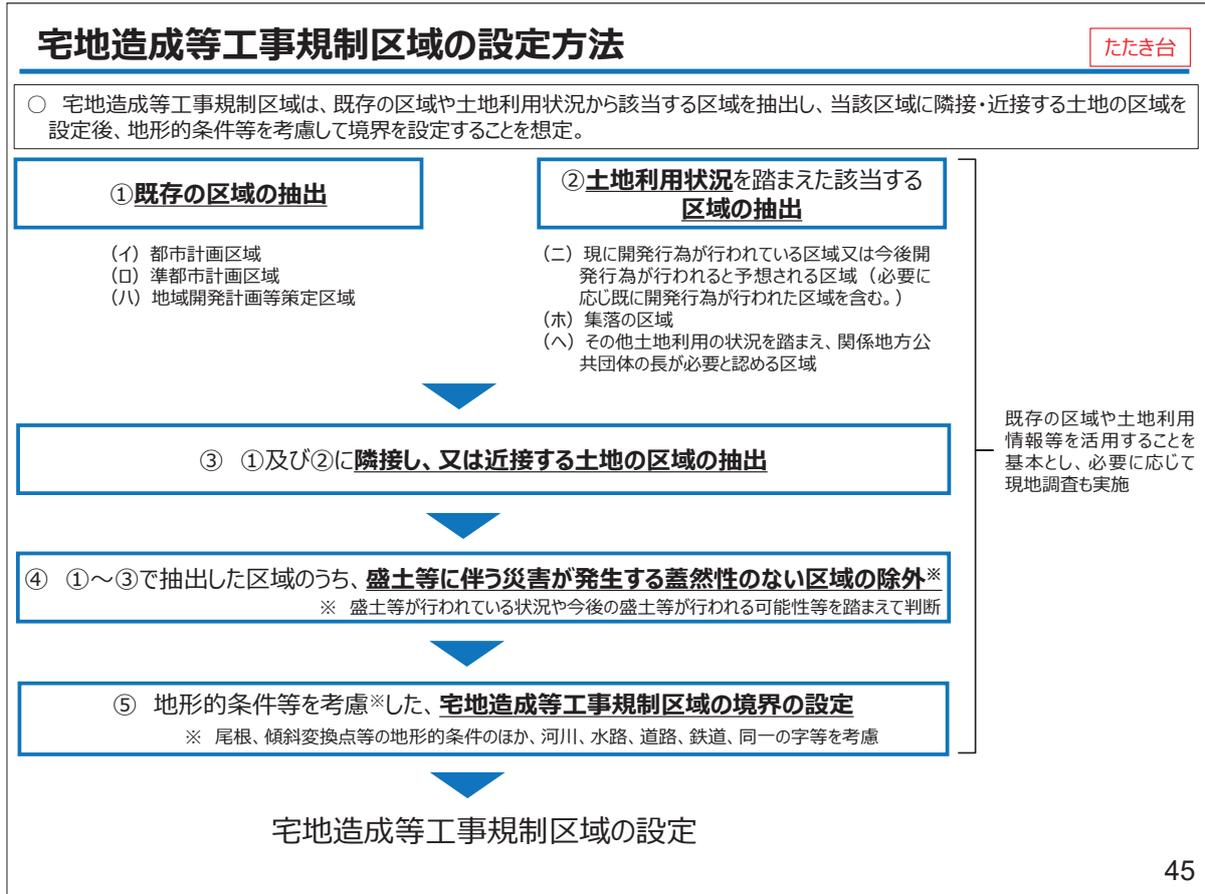
- 宅地造成等工事規制区域は、市街地又は市街地となろうとする土地、集落といった人家等のまとまりのある区域に加え、それらの区域に隣接・近接する土地の区域について、当該区域において行われた盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれがあることから、指定の対象としている。
- 隣接・近接する土地の区域の具体的な設定方法については、以下に列挙するような類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見等を参考とし検討中であるが、一律に隣接・近接する土地の範囲を数値で限定せずに「盛土等に伴う災害により、隣接・近接する市街地等に危害を及ぼすおそれのある土地の区域」と規定し、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

### 【参考】類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見

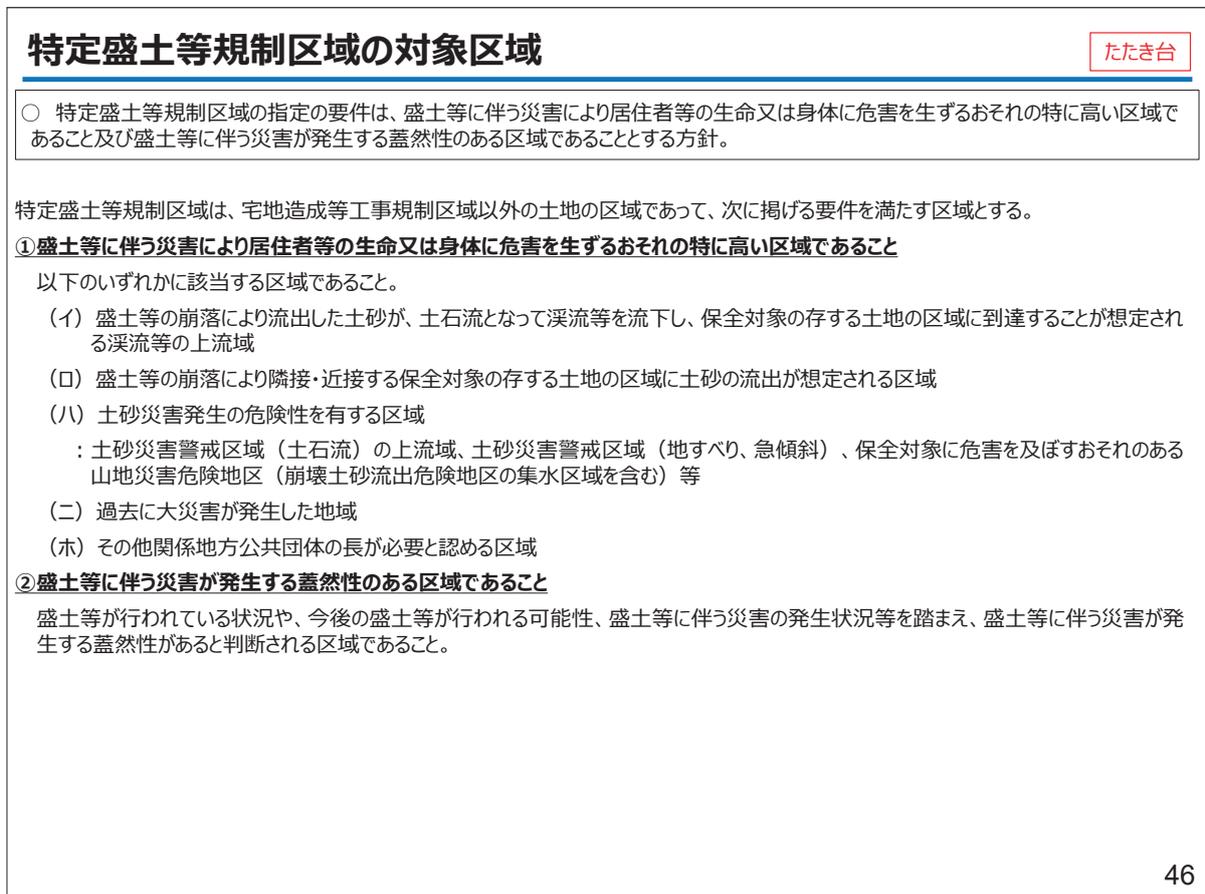
- 土砂災害防止法において、土砂災害警戒区域（急傾斜地）のうち急傾斜地の下端に隣接する土地の区域は、当該下端からの水平距離が**最大で50m**とされている<sup>※1</sup>。
- 土砂災害警戒区域（地滑り）のうち地滑り区域下方の地滑りによる危害のおそれのある土地の区域は、地滑り区域下端からの水平距離が**最大で250m**とされている<sup>※1</sup>。
- 大規模盛土造成地の滑動崩落により危害が生ずるおそれの大きい範囲は、過去の滑動崩落事例から**最大100mを目安**として設定することとしている<sup>※2</sup>。

(出典)  
 ※1 土砂災害防止法施行令  
 ※2 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）

44



45

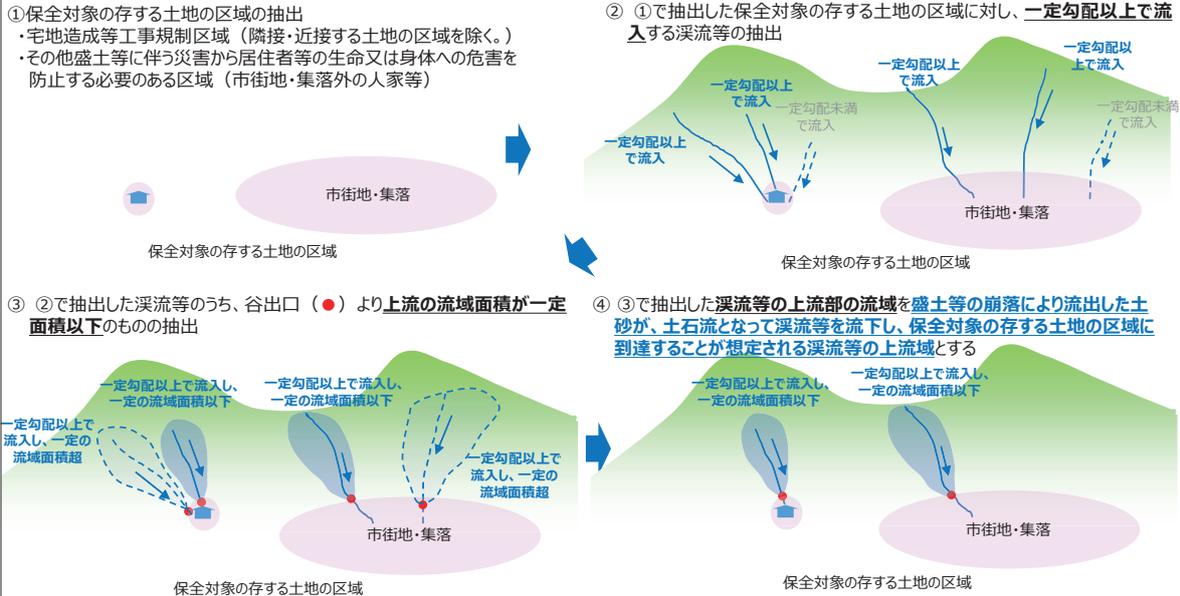


### 特定盛土等規制区域の指定イメージ（流出した土砂が土石流化するおそれのある区域）

たたき台

- 特定盛土等規制区域のうち、流出した土砂が土石流化する場合を想定し、「盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流等の上流域」を位置付ける方向で検討。
- この区域の具体的な要件については、現在検討中であるが、「保全対象の存する土地の区域に一定勾配以上で流入する渓流等のうち、谷の出口から上流の流域面積が一定以下である渓流等の上流域」とする方向で、当該区域の簡易な抽出方法も含めて検討中。

<参考> 流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域の抽出の流れ（イメージ）



47

### 盛土規制法における保全対象について

たたき台

- 盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守ることを主たる目的としている。
- このため、人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地や、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設などを保全対象として想定している。

#### ■ 保全対象の定義

- ・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地
- ・人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設
- ・その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

#### ■ 両規制区域における保全対象

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落</li> <li>・上記に隣接・近接する区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリア</li> <li>・市街地や集落以外の区域の居住者等に危害を及ぼし得るエリア</li> </ul>
保全対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落</li> <li>・人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地（市街地や集落に含まれない人家、山小屋、ゴルフ場、観光果樹園等を想定）</li> <li>・人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設（市街地や集落に含まれないが日常的に人が往来する蓋然性の高い道路、鉄道等を想定）</li> <li>・その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの</li> </ul>

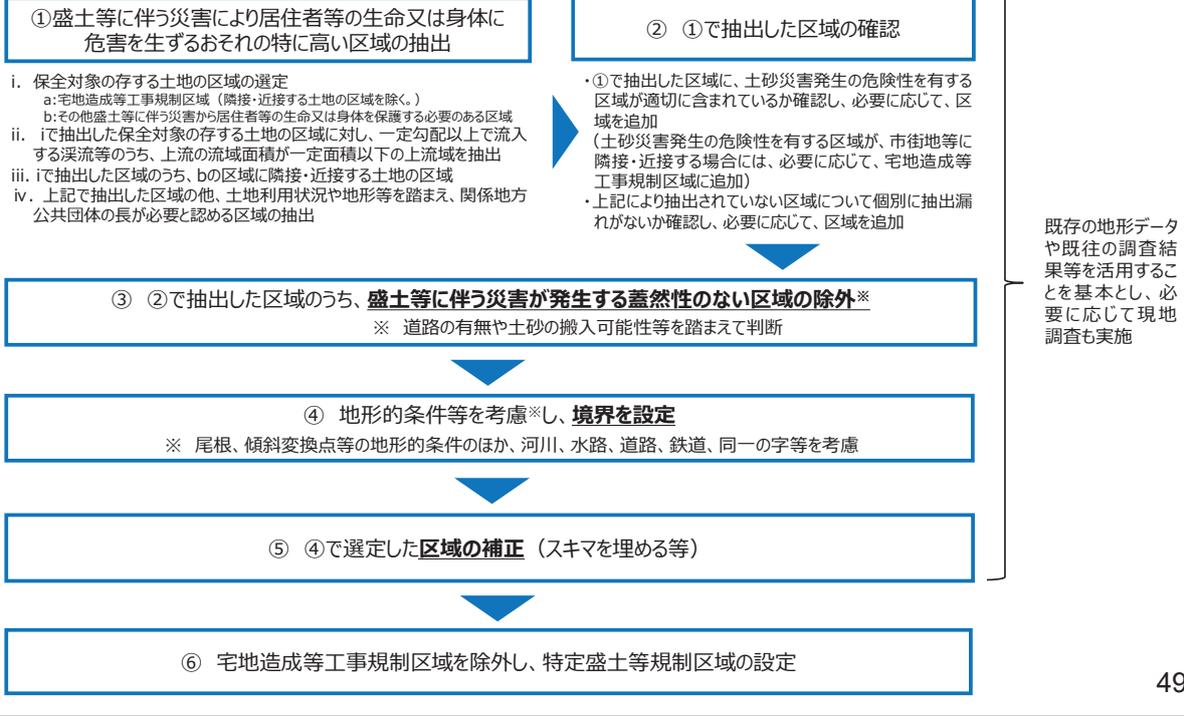
※ 保全対象をどこまで想定するかは、盛土等が行われる蓋然性等の地域の実情に応じて、都道府県等において判断

48

## 特定盛土等規制区域の設定方法

たたき台

○ 特定盛土等規制区域は、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの高い区域を抽出し、抽出した区域に土砂災害発生の危険性を有する区域が適切に含まれているか確認のうえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性や地形的条件等を考慮して設定することを想定。



## (2) 技術的基準等について

## 技術的基準の考え方

たたき台

- 宅地造成等規制法の技術的基準は、**市街地等での宅地造成**による災害を防止するための規定。
- 盛土規制法**は、宅地造成等規制法に比べ規制区域や規制対象が拡大したことから、**宅地造成等規制法の技術基準を基本**としつつ**関係法令等の技術的基準を踏まえ検討**する。
- 森林の場の有する特性**（地形、地質、湧水等）が盛土等の安定性に及ぼす影響や、太陽光発電など**様々な開発形態等の観点**からの検討も必要。
- 営農活動などの土地利用の実態についても精査が必要。

	政令による技術的基準	(ガイドライン等)	規制対象行為
現宅造法	宅地造成等規制法施行令	・宅地防災マニュアル	宅地造成
(参考) 関係法令等における要求事項			
森林法	—	・開発行為の許可基準の運用について ・開発行為の許可基準の運用細則について ※現在、基準の見直しを検討中	林地開発（1ha超）
土地改良法	—	・土地改良事業計画技術基準（農道） ・土地改良事業計画技術基準（ほ場整備）	農道整備、ほ場整備等
		・土地改良事業計画技術基準（農地地すべり防止対策）	地すべり防止施設
砂防三法	—	・砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準（案）	宅地造成等
		・新・斜面崩壊防止工事の設計と実例—急傾斜地崩壊防止工事技術指針—	急傾斜地の崩壊防止施設
その他	—	・傾斜地設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン	太陽光発電設備

51

## 各区域の盛土等の種別に応じた技術的基準の概要（案）

たたき台

- 特に**特定盛土等規制区域**においては**地形等の特性を踏まえた技術的基準が必要**。
- 区域指定の仕方により、**宅地造成等工事規制区域においても山地等の斜面地が想定**され、特定盛土等規制区域で求められる技術基準を満たす必要がある。
- 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の技術基準は同一**とする。

行為	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
土地の変形質	○地盤の安全性確保 ○擁壁の設置 ○排水施設の設置 ○崖面・ <b>崖面以外の傾斜地</b> の侵食防止	左に同じ
土石の一時堆積	○地盤の安全確保 ○周辺の安全確保 ・（イ）～（ニ）のうち1以上による安全確保 （イ）十分な保安帯の確保 （ロ）勾配、高さ及び保安帯の確保 （ハ）土留め工の設置 （ニ）その他 ・境界柵の設置 ○地表水流出入防止措置	左に同じ

※技術的基準に係る基本的な考え方や設計・施工上の留意点については、マニュアル等で記載することとし、その際には、森林の場の有する特性や開発形態への留意が必要。

52

## 土石の一時堆積の技術的基準（政令）（案）

たたき台

- 恒久物ではなく**一時的な堆積**※であり、宅地造成や特定盛土等と性質が異なることから、**別の技術的基準**が必要。
- 地盤の勾配や、保安帯、高さ、盛土の勾配等の基準**により人家等への危害を防止。

項目	具体的な技術的基準
地盤の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤についての適切な処理（滑りやすい地盤の補強、盛土基盤処理）</li> <li>・堆積する土地（保安帯を含む）の地盤の勾配は一定以下</li> </ul>
周辺の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（イ）～（ロ）のうち1以上による周辺の安全確保</li> <li>（イ）法尻から計画最高高さに応じた幅の保安帯の設置</li> <li>（ロ）計画最高高さを一定以下、勾配を一定以下としたうえで、計画最高高さに応じた幅の保安帯の設置</li> <li>（ハ）保安帯を設けない場合、土留め工の設置</li> <li>（ニ）その他一時堆積する土石の土質等を踏まえ周辺に土砂が流出するおそれがないと認められる設計によるもの</li> <li>・境界柵の設置</li> </ul>
地表水流出入防止措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水等が周辺から流入、または周辺に流出しないよう措置</li> </ul>

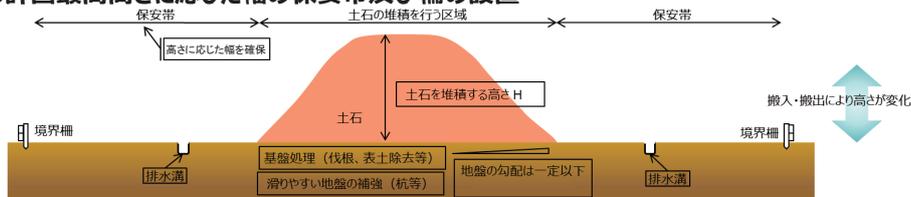
※一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

53

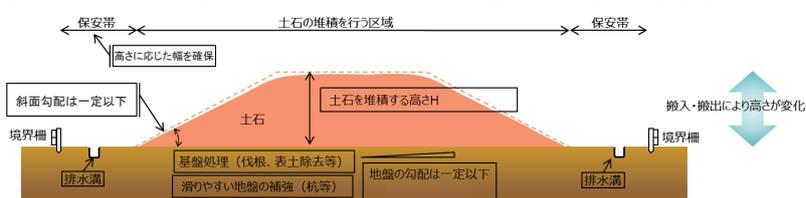
## 土石の一時堆積に関する技術的基準の概要（案）イメージ図

たたき台

### （イ）法尻から計画最高高さに応じた幅の保安帯及び柵の設置



### （ロ）計画最高高さを一定以下、勾配を一定以下としたうえで、計画最高高さに応じた幅の保安帯及び柵の設置



### （ハ）保安帯を設けない場合、土留め工の設置



### （ニ）その他一時堆積する土石の土質等を踏まえ周辺に土砂が流出するおそれがないと認められる設計によるもの

54

**宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域における許可対象** たたき台

**<土地の形質変更（切土・盛土）>**

- 宅地造成に限らず、**現行の宅地造成等規制法と同様の許可対象**とすることを想定。
- 一方、宅地造成以外の盛土については、**盛土により崖※を生じない場合**（地表面が水平面に対し30度以下）を考慮し、**盛土高さが一定程度を超えるものについても許可対象**とすることを想定。
- **特定盛土等規制区域は**、下方の人家等への土砂流出等による被害を防止する上で、人家等までの離隔距離や滑動崩落のリスクを考慮し、**宅地造成等工事規制区域における許可対象規模を超える盛土等を許可対象**とすることを想定。

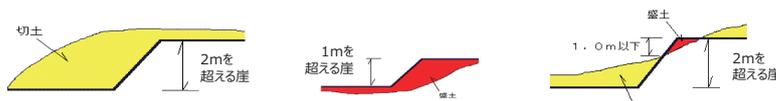
※ 崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

**<土石の堆積（一時堆積）>**

- **土地の形質変更と同等の面積規模を許可対象**とすることを想定。
- 許可要件にかからないよう許可対象面積以下とする形状での堆積が想定されるため、面積以外での規制が必要であるが、土量での規制は運用上現認が容易でない。また、傾斜地での堆積を規制する必要があることから、**最大堆積高さについて土地の形質変更と同様の考えを適用することが望ましい。**
- 一方で、最大堆積高さのみの規制では、本来規制する必要のない少量の土石の堆積も許可対象となりうることから、**一定の堆積土量を超える面積及び最大堆積高さを許可対象**とすることを想定。

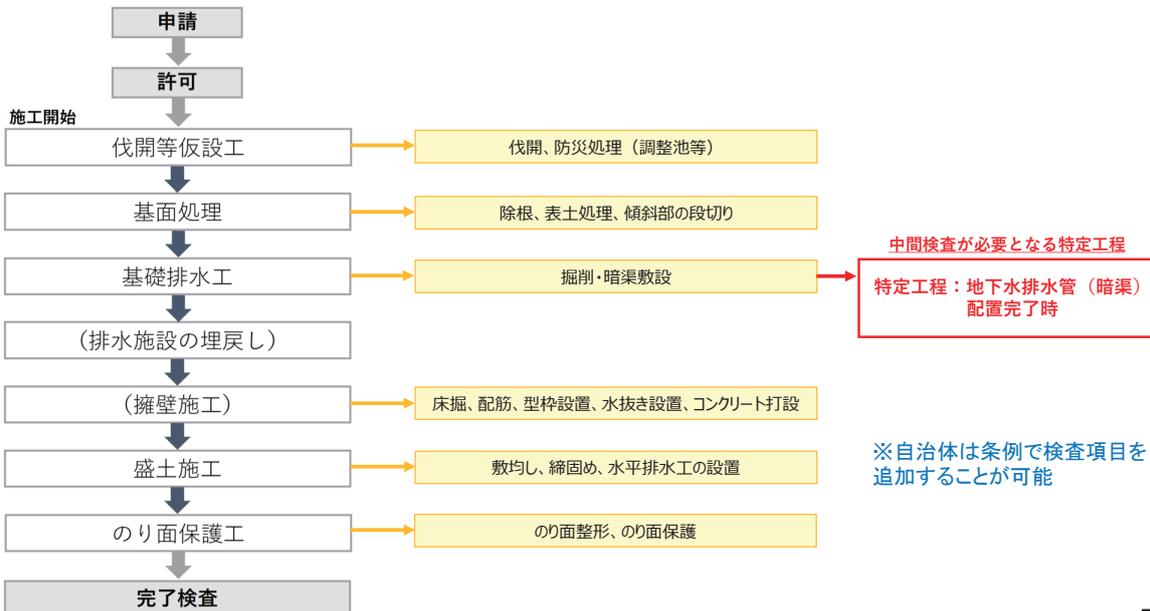
**【参考：宅地造成等規制法の許可対象】**

- ①切土で高さが**2m超**の崖を生ずるもの
- ②盛土で高さが**1m超**の崖を生ずるもの
- ③切土と盛土を同時に行って**2m超**の崖を生ずるもの
- ④切土又は盛土をする土地の面積が**500㎡超**となるもの



**中間検査の「特定工程」及び「特定工程後の工程」について** たたき台

特定工程	特定工程後の工程	中間検査項目
地下水排水管（暗渠） 配置完了時	排水施設の埋戻し	<b>排水施設</b> →地下水排水管（暗渠）の設置状況を確認 【自治体における中間検査実施率：10.8%】



### (3) 既存盛土調査について

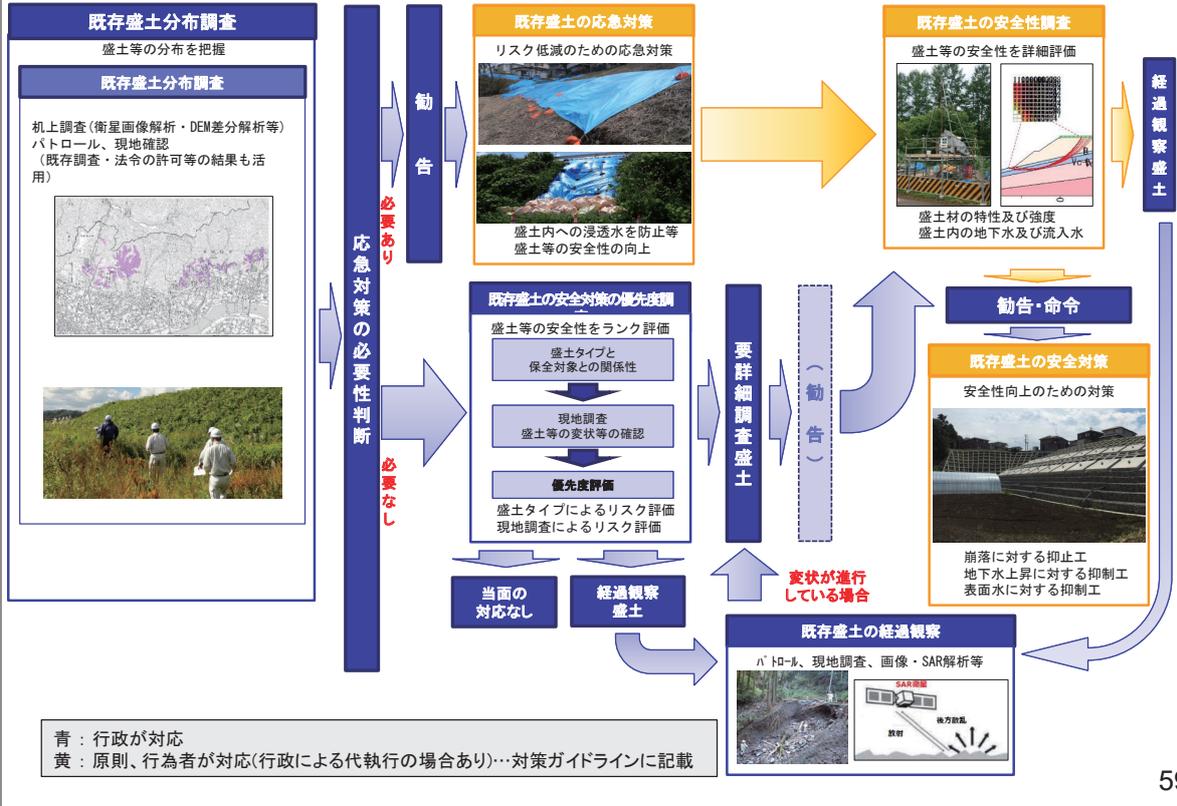
#### 基礎調査における既存盛土の位置づけ

たたき台

- 盛土規制法においては、区域の指定や、盛土等に対する勧告・命令等の事務について、各都道府県等において、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう、定期的（概ね5年ごと）に基礎調査を実施することとしている。
- このうち、既存盛土については、勧告・命令に必要な
  - ① 既存の盛土等の分布
  - ② 盛土等が行われた土地の安全性に関する情報について、調査することを想定
- ①については、既存の盛土等について、机上調査、パトロール、現地確認（既存調査・法令の許可等の結果も活用）から分布調査を実施
  - ②については、①で抽出された盛土等について、応急対策の必要性を確認するとともに、安全対策の優先度調査を実施

## 既存盛土への対応について(全体像)

たたき台

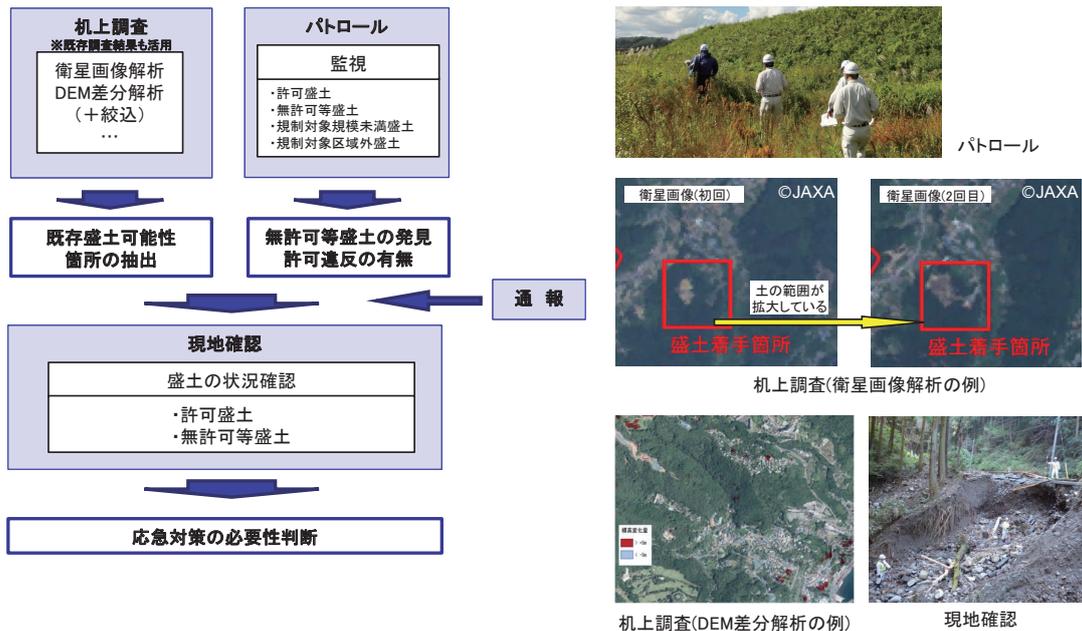


## 既存盛土分布調査実施イメージ

たたき台

### 【既存盛土分布調査】

既存盛土の発見方法は、以下の流れで実施する。  
調査対象は、規制区域内及び行政が必要と考える周辺地域とする。



**(参考) 机上調査 (画像解析) 方法の例**

たたき台

- ・画像解析は衛星光学画像解析、衛星SAR強度解析、DEM差分解析などがある。
- ・衛星光学画像解析が安価で比較的分解能が良く適用性が高い。
- ・現時点で画像解析の精度は高くなく、高解像度写真等による絞り込み作業や現地確認作業が必要。

解析案	衛星光学画像解析	衛星SAR強度解析	DEM差分解析
解析図			
解析案	森林から裸地への変化推定箇所 (赤系)	変化推定箇所 (赤)	標高変化箇所 (赤・青)
利用データ	2006年～ (分解能10m、無償) ※古いもの (1984~2005年) は分解能30m ※分解能約1mのもの (1999年~) は高額有償	2014年～ (分解能10m、無償) ※古いもの (1995~2013年) は高額有償	国土地理院データ活用 (無償) 航空レーザー測量を実施 (有償)
解析方法	・2時期の光学画像の色調を解析 ・既存盛土の可能性のある領域(森林→裸地, 構造物)を抽出。	・2時期のSAR強度画像の散乱強度を解析 ・既存盛土の可能性のある領域(森林→裸地, 構造物)を抽出。	・地理院データ活用: 標高変化により既存盛土を抽出。 ・航空レーザー測量: 2時期の地形データの差分を解析し既存盛土を抽出。
分解能	10m以上	10m以上	±0.5~1.0m
測定誤差	○	△	○
評価	・光学衛星画像を用いることで作業量軽減。 ・伐採地と盛土の判別が困難な場合がある。	・衛星SARを用いることで作業量軽減。 ・伐採地と盛土の判別が困難な場合がある。 ・地形 (傾斜角、斜面方位) によって反射データを得られない場合がある。	・航空レーザー測量は一般的な手法であり実績も豊富である。 ・航空レーザー測量はコストが高く頻繁な実施は現実的でない。
適用性	○	△	○ (国土地理院データを用いる場合) △ (航空レーザー測量を用いる場合)

61

**既存盛土分布調査の対象について**

たたき台

規制区域内の許可 (届出) 対象となる盛土等について、以下の手法により分布調査を実施

※規制対象規模未満盛土、規制対象区域外盛土についても、必要に応じて実施

○ 机上調査 (画像解析等)

以下のデータ等を用いて調査を実施 (既存調査・法令の許可等の結果も活用)

- ・衛星光学画像解析 (1980年台以降のデータ活用可能)  
    ※古いデータほど、小さな盛土等の発見は難しい
  - ・DEM差分解析
  - ・空中写真 (1940年台以降のデータ活用可能)
  - ・GIS、三次元点群データ
- 等

○ パトロール・現地確認

・定期的な巡視、通報、画像解析の結果等により、既存盛土について調査を実施

62

## 盛土が行われた土地の安全性に関する調査

たたき台

既存の盛土等については、

- 現行法令に基づき、許可・届出等の手続きが行われていること、許可等の内容と現地状況が相違していないことを確認
- 災害防止のための必要な措置が取られているか確認
- 廃棄物の投棄等がなされていないか確認

⇒問題のある盛土等については、必要な応急対策を実施し、安全を確保するとともに、詳細調査の必要性を検討

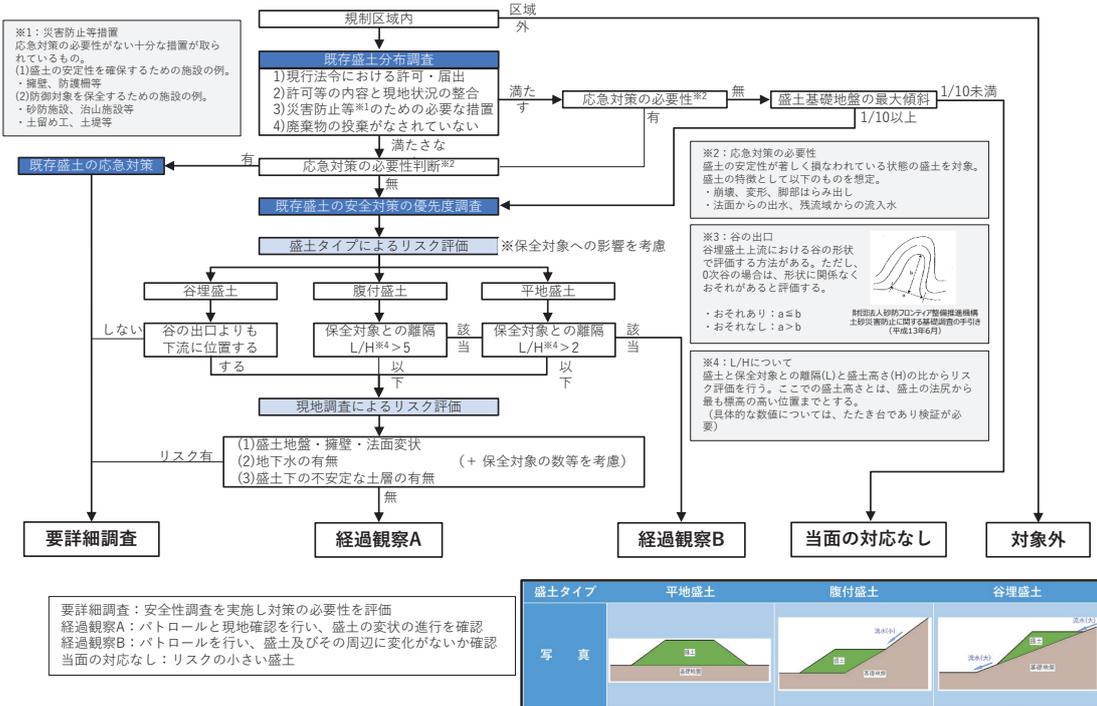
- 目視等により問題のある盛土等を除いた既存盛土については、地形条件や盛土等の形態などの条件から、安全性に関する優先度（要詳細調査、経過観察、当面对応なし）について検討

- 要詳細調査とされた盛土等については、安全性調査の実施について検討

## 既存盛土の安全対策の優先度調査

たたき台

※大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地ガイドラインの手順に沿って確認を行う。



## 既存盛土の経過観察方法

たたき台

### 【経過観察の方法】

- ・経過観察は、「①パトロール」および、「②現地確認」により行う。
- ・経過観察Aでは、①および②を行い、盛土の変状の進行を確認する。
- ・経過観察Bでは、①を行い、盛土及びその周辺に変化がないか確認する。

#### ① パトロール

- ・日常的に行う。
- ・遠望目視により、盛土及び周辺状況の確認を行う。
- ・無許可等の盛土の発見、許可盛土及び規制対象規模未滿盛土等が適切に行われているかどうかを確認する。



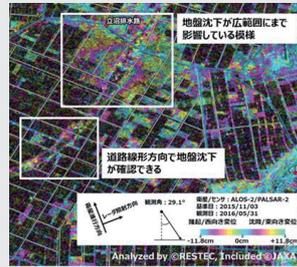
#### ② 現地確認

- ・目視で確認できる範囲で以下の変状の有無を確認する。
- ①盛土法面の変状
- ②擁壁等の変状
- ③地下水流出
- ④表流水流入
- ⑤頭部載荷、末端侵食



### 【参考：その他リモートセンシング技術による経過観察】

- ・（例）SAR干渉解析により変位速度の変化をモニタリングし、安全性を管理する方法などが考えられる。（mm単位の変化の計測が可能）



SAR干渉解析による地表面変位の計測例  
（水色から赤色に近づくほど地盤の変化が大きい）

## 3. 盛土規制法の施行に向けた動きについて

## 要領・ガイドライン等の公表・通知予定

取扱厳重注意

要領・ガイドライン等	内容	公表・通知等
基本方針（告示）	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する <b>基本的な方針</b>	案の公表：R4.9頃 告示：法施行日まで
施行通知	許可や、区域指定、既存盛土対応等を行うにあたっての <b>基本的な考え方や留意事項をまとめた通知</b>	通知：法施行日まで
政令（技術的基準等）	許可が必要な盛土等の対象規模、許可に係る <b>技術的基準</b>	案の公表：R4.9頃 公布：法施行日まで 施行：法施行日まで
基礎調査実施要領 規制区域指定のための基礎調査実施要領の解説	区域を指定するために実施する調査や、既存盛土への対応のために実施する調査にあたっての <b>調査方法を整理した要領</b>	案の公表：R4.9頃（要領） 通知：法施行日まで（要領） 公表：法施行日まで（解説）
規制区域指定要領	規制区域指定にあたっての <b>基本的考え方を整理した要領</b>	案の公表：R4.9頃（要領） 通知：法施行日まで（要領）
造成宅地防災区域指定要領	造成宅地防災区域指定にあたっての <b>基本的考え方を整理した要領</b>	通知：法施行日まで（要領）
不法盛土への対処方策ガイドライン	違法性の疑いのある盛土等を発見した際の違法性や安全性等に関する <b>現認方法や、その後の対応のために必要な法的手続きや安全対策等について整理したガイドライン</b>	案の公表：R4.12頃 通知：法施行日まで
盛土防災マニュアル 盛土防災マニュアルの解説	申請者（行為者）が行う盛土等の設計や施工、行政職員が実施する審査および検査を行う上で参考となる盛土の <b>設計及び施工の方法、留意点等について取りまとめた運用マニュアル</b>	通知：法施行日まで（ガイドライン） 公表：法施行日まで（解説）
盛土の安全対策推進ガイドライン 盛土の安全対策推進ガイドラインの解説	既存盛土に対する <b>安全対策の進め方や手法等について取りまとめた運用ガイドライン</b>	通知：法施行日まで（ガイドライン） 公表：法施行日まで（解説）

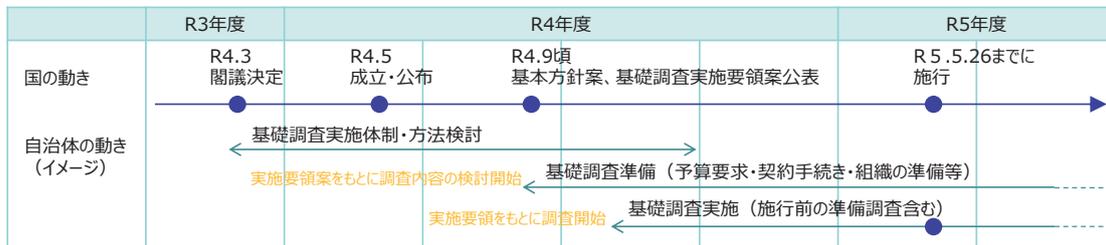
67

## 盛土規制法における基礎調査について

取扱厳重注意

- 盛土規制法においては、①**区域の指定**や、②**既存の盛土に対する勧告・命令等**の事務について、各都道府県等において、客観的なリスク把握に基づく適正な制度運用が行えるよう、定期的（概ね5年ごと）に**基礎調査を実施**することとしている。
- 具体的には、①区域の指定に必要な**地形・地質、土地の利用状況等の情報**や、②勧告・命令に必要な**既存の盛土の分布、盛土が行われた土地の安全性に関する情報**などを調査することを想定している。  
※調査にあたっては、既存の区域や土地利用情報、既存調査結果等の活用を基本とし、必要に応じて現地調査の実施を想定
- 円滑な基礎調査の実施に向けて、**具体的な調査方法を示した実施要領の案を9月を目途に提示**するとともに、**調査に必要な費用について、法施行前の準備調査も含めて財政支援**を行うこととしている。

### <スケジュール>



### <支援内容（R4当初予算）>

施行後は区域指定可能

事業スキーム	交付金（防災・安全交付金） ※都市防災総合推進事業の一事業として実施
事業名	盛土による災害の防止のための調査
事業主体	都道府県等
補助率	1 / 3
事業期限	なし
支援対象	区域の指定のための以下の調査 ※法施行前であっても、区域指定に向けた準備調査は支援対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防御対象となる人家等がある区域の抽出</li> <li>・ 地形・地質・災害履歴等のデータの整理</li> <li>・ 盛土がされた場合、人家等に被害を及ぼすおそれのある区域の設定 等</li> </ul>

68

## 土砂条例と盛土規制法の関係（想定）

- 盛土規制法は「災害の防止」を目的とし、人家等に被害を及ぼす区域において盛土等を規制するもの
- 都道府県が独自に制定している条例と比べると、条例では、
  - ・「環境の保全」や「土砂の適正処理の推進」等の「災害の防止」以外の目的を位置付けているものがある点や、
  - ・規制区域を設けず、全域を規制対象としている点
 などが、盛土規制法と異なっている
- 今後、盛土規制法に基づく規制を実施するにあたっては、条例と盛土規制法の法目的の違いに留意し、
  - ・既存の条例にある「災害の防止」以外の観点からの規制の取扱いや、
  - ・盛土規制法の規制区域以外の区域の取扱い
 等について、各地方公共団体において検討いただくこととなる

### <土砂条例と盛土規制法の比較>

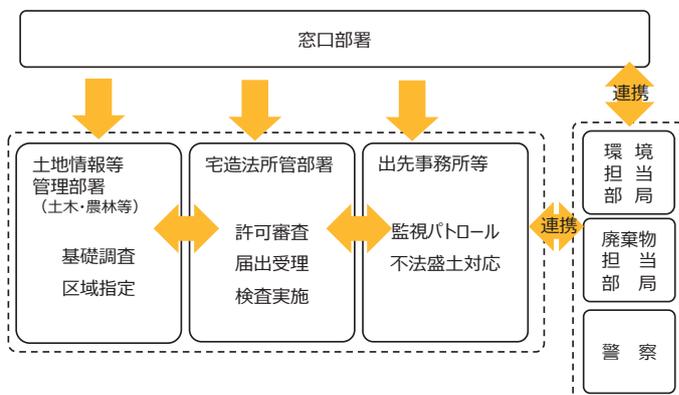
	土砂条例	盛土規制法
目的	災害の防止 環境の保全（土壌、水質等） 土砂の適正処理の推進 自然保護 等	災害の防止 （国民の生命及び財産の保護）
規制区域	区域の指定無し	「宅地造成等工事規制区域」 「特定盛土等規制区域」 を指定し、区域内の行為を規制 （区域指定のための基礎調査を実施）
施策	行為の許可、届出、改善命令、行政処分 土砂搬出元の届出 水質保全、土対法に基づく調査結果の届出 緑化計画の届出 等	行為の許可、届出、改善命令、行政処分

：災害の防止に関すること以外の事項 → 取扱いを各地方公共団体において検討

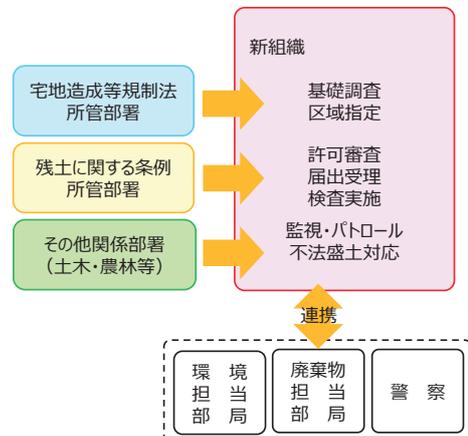
## 地方公共団体における執行体制の一例

- 都道府県等において盛土規制法の担当部局を決めるにあたっては、都市計画法・森林法・農地法・廃棄物処理法等の関連法令所管部局との役割分担や、連携体制の確保等に留意する必要がある。
- 担当部局については、
  - ・ワンストップ窓口を設け、主担となる各部局に展開するパターン
  - ・関係部局を再編し新たに組織を立ち上げるパターンや、既存の部局の体制を強化して対応するパターン
 等、地方公共団体の状況に応じて様々な対応がある。（地方公共団体の判断により定めるもの）

### 〔ワンストップ窓口を設ける例〕



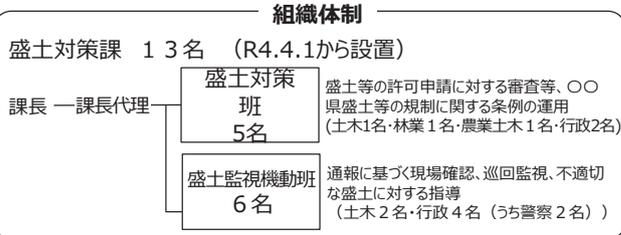
### 〔新たな組織を立ち上げる例〕



※あくまでも一例であり、どのような組織・対応とするのかは各地方公共団体の判断による

## 盛土対策の組織体制事例（〇〇県）

- 〇 〇〇県では、熱海市で発生した土石流災害を受け、令和4年度から、盛土の崩壊等による災害の防止と生活環境の保全のため、盛土等の規制や監視に係る業務を一元化
- 〇 警察派遣職員を含めた多様な職種による体制の構築、他部局との連携、定期的な巡回や遠隔監視カメラの設置等により、不法な盛土を速やかに確知するとともに、躊躇なく是正指導等を実施



※このほか、県土木事務所等の出先機関に、盛土対策課との兼務職員を配置

- 関係部局との連携**
- 〇 「〇〇県盛土等対策会議（※1）」（仮称）、「〇〇県盛土等対策会議地域部会（※2）」（仮称）を新たに設置し、盛土対策課と他の土地利用規制担当部局等との間で、定期的に盛土の情報等を共有
  - 〇 廃棄物担当部局が実施するパトロール等で不明な盛土を発見した場合は、盛土対策課と情報共有
  - 〇 今後、盛土等の許可情報をオンラインで共有する「土地利用情報システム」を構築予定

※1 構成員：副知事（座長）、各部局長、警察  
目的：盛土に関する情報を部局を横断して共有し違法な盛土等への対策を検討

※2 構成員：盛土対策課、県出先機関（土木、農林、健康福祉等）、市町  
目的：違法な盛土等に関する事案に対して初期段階から情報共有して課題解決

- 具体的な取組（例）**
- 〇 盛土監視機動班（4人1組程度）が、「緊急度」（規模や状況に応じた区分）に基づき巡回の頻度を設定し、管内を定期的に巡回  
不法な盛土を発見した場合は、対応マニュアルに基づき立入検査等を実施し、必要に応じて行為者等に指導・処分を行う。
  - 〇 巡回が難しい現場やダンパーの進入路等には遠隔監視カメラ（10台程度確保予定）を設置し、盛土監視機動班及び関係市町等が定期的に確認。
  - 〇 県民、事業者等からの盛土に関する問合せを一元的に受ける窓口として「盛り土110番」を設置（R4.7.1運用開始）。
  - 〇 既存の〇〇県GIS（〇〇県地理情報システム）に盛土等の許可情報を登録し、関連した許可取得状況などひともづけて管理する土地利用情報システムを構築予定。

## 盛土緊急対策事業・宅地耐震化推進事業＜盛土による災害の防止＞

令和3年度に実施した盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、行為者等による是正措置を基本としつつ、地方公共団体が実施する安全性把握のための詳細調査や盛土の撤去、擁壁設置等の対策工事に要する費用の一部を補助。

### ■宅地耐震化推進事業※1

### ■盛土緊急対策事業※2

盛土による災害防止のための総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土について、安全性把握のための調査や対策工事を推進。



安全性把握調査  
(ボーリング調査)



盛土撤去工事のイメージ

国費率	安全性把握調査等		対策工事等	
	1/2	2/3	1/2	2/3
地方 財政 措置	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税 (措置率50%)	公共事業等債※3 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税 (措置率70%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率20%) 特別交付税※4 (措置率50%)	公共事業等債 (充当率90%、措置率45%) 特別交付税※4 (措置率70%)
対象	安全性把握調査、応急対策工事		盛土の撤去工事※5、盛土の崩落防止工事	
期限	令和6年度までに実施	令和4年度までに実施	令和7年度までに着手	
要件	対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること	左記に加え、 ・盛土の一部崩落等、外形的な変状が生じていること ・行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※6 ・一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること	対象エリアで総点検を実施し、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土であること ・行為者等に対し、勧告、命令等の行政指導が行われていること※5、※6 ・行為者等が対応困難な場合で行為者等に対して求償を行うこと※5、※6	左記に加え、 ・地下水と降雨により崩落のおそれがあること ・一定規模の人家や重要な公共施設等に被害を及ぼすおそれがあること等の要件を満たす緊急性の高い盛土であること

※1 宅地耐震化推進事業は大規模盛土造成地を対象  
※4 盛土の撤去工事のうち適債性のないものに限る

※2 盛土緊急対策事業は大規模盛土造成地以外の盛土を対象  
※5 盛土緊急対策事業のみ

※3 応急対策工事のうち適債性のあるものに限る  
※6 行為者等が確知できない場合を除く